

2-5 高齢者の人権

施策の方向性

- ①社会活動への参画促進
- ②雇用就業機会の拡大
- ③スポーツ・レクリエーション活動の普及
- ④健康づくりの推進
- ⑤生活習慣病予防、疾病及び介護予防事業の充実
- ⑥高齢者の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）
- ⑦高齢者の人権に関する啓発
- ⑧地域包括ケア体制の確立
- ⑨介護・福祉情報提供機能の充実
- ⑩家族介護支援事業の充実
- ⑪消費生活に関する情報提供・相談・啓発活動
- ⑫高齢者の住まいの確保
- ⑬福祉のまちづくりの推進
- ⑭避難行動要支援者への支援体制の推進

2-6 外国人の人権

施策の方向性

- ①多文化共生社会の構築
- ②外国人の人権に関する啓発
- ③外国人に対する相談支援
- ④学校教育における支援
- ⑤国際理解教育の充実
- ⑥民間国際交流団体などの交流事業への支援
- ⑦適正な雇用の確保

2-7 感染症（ハンセン病、HIV、新型コロナウイルス感染症等）・難病患者等の人権

施策の方向性

- ①正しい知識の普及・啓発と理解の促進
- ②適切な医療に関する情報提供
- ③相談・支援体制の充実

2-8 犯罪被害者やその家族の人権

施策の方向性

- ①犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

2-9 インターネット上の人権

施策の方向性

- ①学校教育における情報モラル教育の推進
- ②人権侵害への対応

2-10 性的指向・性自認に関する人権

施策の方向性

- ①学校教育における取り組み
- ②社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取り組みの推進
- ③相談・支援体制の充実

2-11 その他の様々な人権問題

施策の方向性

- ①アイヌの人々の人権
- ②災害、事故などによる風評被害に関する人権問題
- ③働く人々の人権
- ④北朝鮮拉致問題に関する人権問題
- ⑤刑を終えて出所した人々の人権
- ⑥その他の人権問題

人権施策の推進体制と進行管理

1 人権施策の推進体制

1-1 計画の推進に対する考え方

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「羽曳野市人権施策推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら施策の推進を図ります。

1-2 効果的な人権教育・啓発に向けた調査研究の推進

人権課題の把握や整理、人権啓発に向けた施策の実施決定等に活用するため、アンケートの手法を研究し実施します。

2 人権施策の進行管理

本基本方針及び基本計画に掲げた施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、羽曳野市人権施策推進本部及び同幹事会において取り組み状況を把握し、定期的に点検することで、適切な進行管理を行います。国及び大阪府の施策動向や、関連法、方針・計画などとの整合を図るとともに、羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画とも整合を図りながら、「羽曳野市人権審議会」の開催などを通じて、様々な視点から幅広い意見聴取を行います。また計画の中間年には見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。

第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画〔概要版〕
 発行：令和4(2022)年3月
 羽曳野市市民人権部人権推進課
 〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4-1-1
 電話：(072) 958-1111 E-Mail：jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画

基本方針及び基本計画策定の背景・趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権をもっています。すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、我が国では、部落差別や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかわる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取り組みが進められてきました。

しかし、インターネット上で他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現の掲載をはじめ、性的指向・性自認に対する偏見、児童虐待の深刻化、いじめによる自殺の発生など依然として多くの人権問題が残存しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その感染者や医療従事者等に対する偏見や差別などが発生し、人権問題はますます多様化・複雑化しています。

本市では、平成24(2012)年3月に「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」を策定し、人権施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきましたが、令和3(2021)年度末をもって終了することから、新たに顕在化してきている人権問題やこの間での取り組みの成果と課題、市民の人権意識の現状などを踏まえ、人権施策及び人権教育、啓発の取り組みを引き続き充実させていくため、「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(以下「本基本方針及び基本計画」という。)を策定し、一人ひとりの人権が尊重される明るい社会の実現をめざします。

基本方針及び基本計画の位置づけ

本基本方針及び基本計画は、第6次羽曳野市総合基本計画に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあります。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、本基本方針及び基本計画の基本的な考え方、趣旨を尊重し整合性を図ります。

基本方針及び基本計画の期間

本基本方針及び基本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10カ年とします。なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、国及び大阪府の施策との整合を図りながら必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な運用を図ります。

また、本計画における施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、計画の中間年に見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。

基本理念

いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現

お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現

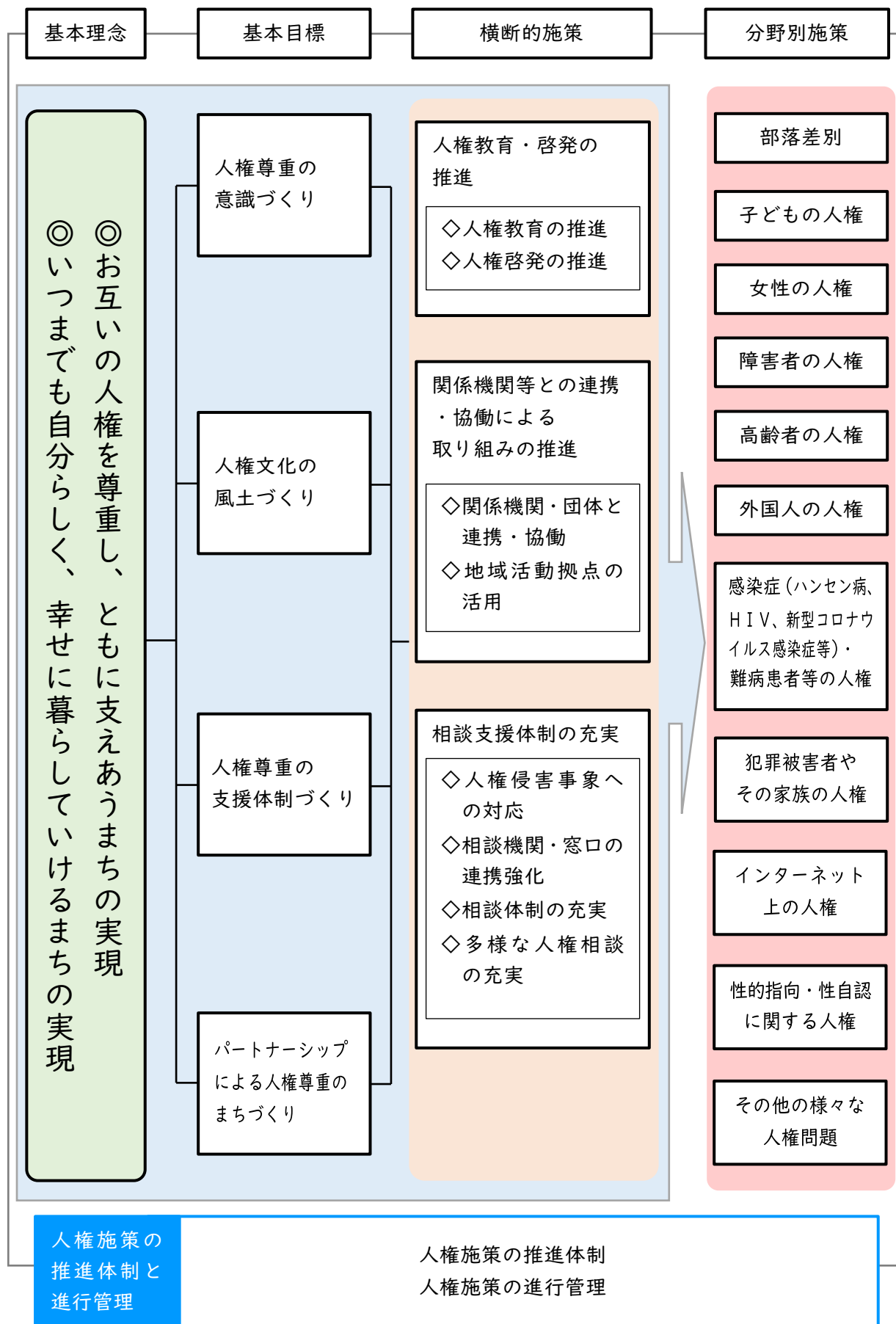
基本目標

羽曳野市人権審議会の答申を踏まえ、本基本方針及び基本計画の基本理念をめざすにあたって取り組みを推進する人権施策の目標を次のとおり設定します。

- (1) 人権尊重の意識づくり
- (2) 人権文化の風土づくり
- (3) 人権尊重の支援体制づくり
- (4) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり



施策体系



人権施策基本計画

横断的施策

1-1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育の推進

施策の方向性

- ①家庭における人権教育の推進
- ②就学前教育及び学校教育における人権教育の推進
- ③社会教育・地域における人権教育の推進
- ④企業(職場・職域)における人権教育の推進
- ⑤市民を対象とした講座の充実
- ⑥特定職業従事者に対する人権教育の推進

(2) 人権啓発の推進

施策の方向性

- ①「人権擁護都市宣言」などの普及・啓発
- ②人権啓発行事の開催
- ③広報紙・啓発資料などによる人権啓発の推進
- ④地域交流による人権啓発の推進
- ⑤企業における人権啓発活動の働きかけ
- ⑥マスメディアを活用した人権啓発活動

1-2 関係機関等との連携・協働による取り組みの推進

施策の方向性

- ①関係機関・団体と連携・協働
- ②地域活動拠点の活用

1-3 相談支援体制の充実

施策の方向性

- ①人権侵害事象への対応
- ②相談機関・窓口の連携強化
- ③相談体制の充実
- ④多様な人権相談の充実

分野的施策

2-1 部落差別

(1) 国・大阪府の部落差別解消の推進に関する取り組み

(2) 本市の部落差別解消の推進に関する取り組み

施策の方向性

- ①部落差別解消推進に向けた施策の推進
- ②研修会・学習会・啓発行事の実施
- ③関係機関・団体などとの連携強化による啓発の推進
- ④学校などにおける部落差別に関する人権教育の充実
- ⑤地域における学習機会の充実
- ⑥職場における学習機会の充実
- ⑦相談体制の充実
- ⑧えせ同和行為に対する啓発の推進
- ⑨交流活動や協働による取り組みの促進

2-2 子どもの人権

施策の方向性

- ①子どもの人権に関する啓発
- ②子育てなど相談事業の充実
- ③地域における子育て支援の充実
- ④子どもの安全な居場所づくり
- ⑤学校教育の充実
- ⑥不登校児童・生徒及びその保護者への支援
- ⑦いじめなどの問題に対する相談体制の充実

2-3 女性の人権

施策の方向性

- ①男女共同参画の推進
- ②市の政策・施策決定の場への参画
- ③女性の労働環境の整備
- ④女性の人権擁護(相談業務・支援体制の充実)
- ⑤女性団体・関係機関などのネットワーク化及び活動支援

2-4 障害者の人権

施策の方向性

- ①障害者の人権に関する啓発
- ②障害者の人権擁護(相談業務・支援体制の充実)
- ③障害者雇用の促進・支援
- ④学習機会の充実
- ⑤支援教育の充実
- ⑥福祉のまちづくりの推進
- ⑦住宅の確保・整備
- ⑧人権に配慮した地域医療体制の充実
- ⑨福祉サービスの利用援助
- ⑩避難行動要支援者への支援体制の推進
- ⑪情報収集・コミュニケーション支援

